

○国土交通省告示第七百二号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件（平成十八年国土交通省告示第九百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、<u>避難場所等</u>に係る主務大臣が定める基準を定める件</p> <p>一 <u>避難場所</u></p> <p>1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ <u>広域避難場所</u></p> <p>地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積が十ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に<u>避難場所</u>としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が十ヘクタール以上となるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ <u>一次避難場所</u></p> <p>地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であつて、面積一ヘクタール以上のものであること（イに該当するものを除く。）。</p> <p>3 2 (略)</p> <p>津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であつて、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第二項において「津波避難施設」という。）であること。</p> <p>1 <u>広域避難場所</u>又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、<u>避難地等</u>に係る主務大臣が定める基準を定める件</p> <p>一 <u>避難地</u></p> <p>1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ <u>広域避難地</u></p> <p>地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積が十ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に<u>避難地</u>としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が十ヘクタール以上となるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ <u>一次避難地</u></p> <p>地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であつて、面積一ヘクタール以上のものであること（イに該当するものを除く。）。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 <u>避難路</u></p> <p><u>広域避難地</u>又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p>

イ・ロ (略)

2|| 道路又は通路であつて、一次避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。

3|| 海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であつて、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

三〇五 (略)

六 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設

1 次のいずれかに該当する道路であること。

イ (略)

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち道県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であつて、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) (3) (略)

(4) 広域避難場所

ハ 自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における臨港交通施設のうち、次のいずれかに該当する道路

(1) (略)

(2) 3のロの基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難場所のうち道県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(3) (4) (略)

二〇三 (略)

七 (略)

八 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

三〇五 (略)

六 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設

1 次のいずれかに該当する道路であること。

イ (略)

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち道県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であつて、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) (3) (略)

(4) 広域避難地

ハ 自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における臨港交通施設のうち、次のいずれかに該当する道路

(1) (略)

(2) 3のロの基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難地のうち道県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(3) (4) (略)

二〇三 (略)

七 (略)

八 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ・ロ (略)

ハ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設

九 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ・ハ (略)

十・十一 (略)

十二 地震災害時において飲料水、食糧、電力その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール(浄水施設を備えたものに限る)、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備であること。

十三 地震災害時において応急的な措置を実施するため必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

次のいずれかに該当する施設であること。

イ・ロ (略)

(新設)

九 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ・ハ (略)

十・十一 (略)

十二 地震災害時において飲料水、食糧、電力その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール(浄水施設を備えたものに限る)、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難地又は避難路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備であること。

十三 地震災害時において応急的な措置を実施するため必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難地又は避難路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。